

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、技術研究職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、通勤途上に横断歩道を歩行中、バイクにはねられ負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、直ちにC病院に搬送され「全身打撲、頭部打撲傷、胸腹部打撲傷」と診断され、同病院において治療を継続した。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、同病院の筋電図検査により「両尺骨神経麻痺、両肘部管症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は、本件事故に起因するものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は本件事故に係る休業給付も請求しているところ、監督署長は、本件傷病以外の傷病名に係る通院日についてのみ支給する旨の処分を行った。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は本件事故により生じたものであると主張しているところ、本件事故直後のC病院の診療録には、本件傷病の記載はなく、治療が行われた経緯も認められない。また、D医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において「手指の痺れについては受傷後4日目に見られた。」と述べている。こうした経緯を踏まえ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において「請求人の両環指・小指の痺れについては交通外傷が原因の場合、受傷後直ちに症状が出現すると考えられることから、交通外傷に起因するものではない。」と述べており、当審査会としても、本件傷病は本件事故による直接的な外傷が原因ではないものと判断する。

(2) 請求人は本件傷病の原因について、入院中にベッドの上で仰臥位による姿勢を長期間続けたことにより両肘が圧迫され、症状が発症した旨主張している。

この点、D医師は意見書において「臥床しているときに肘部で尺骨神経が圧迫された可能性がある。」と述べており、また、E医師も鑑定意見書において「当初の痺れは、ベッド上で仰臥位していたことによる肘の圧迫したものと考えられる。」と述べているが、一方で、D医師は意見書において「通常このような場合は、症状は一過性であり、その後は改善に向かうものと考えられる。」と述べ、また、E医師も鑑定意見書において「長時間の両肘の圧迫を原因とした場合も、圧迫からの解放によって症状は漸次回復するものである。」と併せ述べている。

よって、通常このような場合には、痺れが出たとしても、その症状は一過性

で止まり、手術にまで至るものとは考えられないことから、請求人の主張は認められない。

(3) 次に、本件傷病が増悪し手術に至った原因について、以下のとおり検討する。

F医師は、面接聴取記録において「交通事故で複数負傷されているものの、両肘の神経が同時に圧迫されることは考えにくく、基礎疾患等により発症したものと考えられる。」と述べている。また、E医師は鑑定意見書において「症状が増悪し手術に至った原因は肘部管症候群に起因するものである。手術所見に於ける肘部管部の靭帯の肥厚が著明であることから、肥厚した靭帯により尺骨神経が尺骨神経溝内で絞扼され、肘部管症候群が発症したものと考えられる。靭帯肥厚は、基礎疾患として存在し、慢性の器械的刺激によって形成されたものであるため、長時間の肘の圧迫との因果関係は認められない。」と述べている。なお、手術所見については、平成〇年〇月〇日付けD医師記録による診療録に「Os bone 靭帯の肥厚++肘部管全長にわたり神経が圧迫されて尺骨神経は腫大していた」と記載されている。

上記の内容に加え、当審査会において、改めて一件記録を確認したところ、当審査会としては、本件傷病が手術に至った原因について、請求人の基礎疾患である肘部管部靭帯の著明な肥厚による両肘部管症候群を起因としたものであると判断する。

(4) 以上のことから、本件傷病について、本件事故との因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。